

平成24年度 第5回大分市清掃事業審議会

日時 平成24年12月25日(火)10:00~

場所 大分市保健所 6階大会議室

開 会

志堂寺課長

審 議

「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について」

事務局

資料説明「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について」

【質疑応答】

会長

・今日配布された資料 をご覧ください。これまでにこの審議会におきまして検討された事項というものを事務局なりにまとめていただいて、右の端にこういうふうな検討結果になりましたということの記載がございます。前回の記載につきまして、特に記載の内容に問題があるというような部分はございますか。

委員

・前回、減免措置について会長の方からお話があって、私はやるべきだという意見を述べました。皆さん思い出して欲しいのですが、その時に副会長や 委員は、子ども手当も出ていることだし保護の保護になるというような発言をされて、原案通りでいいのではないかという発言をされたので、私はいやこれは子育て支援策の一助にもなるし、福祉政策の具体的な施策の一つにもなるということを重ねて発言をさせていただきました。それで会長が、他にご意見ありませんかというふうにふられたときに、 委員から静岡ではそういう減免措置はやっていないという発言があって、なんとなくこの場の雰囲気、だったら必要ないなというふうに話が流れたと私は思っているんですね。その後どうも静岡のことが気になって、てっきり私は静岡市のことだと思ったものですから静岡市に尋ねたら、静岡市は有料化はしていませんと言われて、 委員の勘違いかなというふうに思っていたのですが、先ほど伺ったら、静岡県の富士市という所でやっているという発言の趣旨だったそうです。なんとなく静岡でもやってないんだから大分でもやる必要ないんじゃない

かという帰結に流れが決まったような気がしましたので。また、前回岡山と八王子などでも有料化を実施しているのでは是非研究してくださいということで、宿題になっていたと思うんですね。私なりに調べたら、やはり八王子も岡山も減免措置を導入していますので、今日示された資料の中では減免は必要ないというふうになっていますが、ちょっとこだわって行政の方にも研究の成果を伺いたいなと思っているものですから、すいませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

・減免措置につきまして、他の都市の状況というものについて追加される資料等はございますか。

事務局

・資料は準備していませんが。

会長

・頭の中に入っている分だけでも結構ですが。

事務局

・減免措置につきまして他都市の状況でありますけれども、今は詳しい資料が手元にはないのですが、中核市や政令市などでは、それぞれ都市の状況によって違いますけれども、生活保護世帯を減免していたりとか、おむつを使用している世帯、おむつについてはそれ自体を減らしようがないという事で、乳幼児がいる世帯とか、高齢者や障害者でおむつを使用する世帯については減免をしている部分がございます。あとは腹膜透析等をしている方、どうしてもビニール袋のようなものが出るみたいなのですが、それについても減免をしているという都市もかなりございます。詳しい数は今手元に無いのですが、そういった部分について減免をしている都市がございます。

会長

・これはものの考え方なのですが、ごみ処理費用として例えば生活保護であるとか、あるいは生まれて何か月の赤ちゃんがいるとかいう家庭に、別に母子手当ですか、そういった手当でもって支給するという方法と、減免措置の方法と2種類が考えられるのですが、手当という部分についてはいかがですか。

事務局

・手当につきましては、例えばおむつでありますとおむつの現物を支給するところもあるでしょうし、その分の費用を負担するというところもあるかと思ひます。ただそれは購入

するためのものであって、排出する際にそれがどうしてもごみになってしまうと。その処分の費用については負担されていないのではないかなというふうには思います。生活保護につきましては生活扶助という形で出ておりますから、これは生活費の中に含まれるということでは考えられないとは思っております。

会長

・逆に考えますと、手当とか扶助というような形で金品を支給するよりも、行政的には減免措置というような形をとった方がやりやすいということでしょうか。

事務局

・審議会のご意見は尊重したいとは思いますが、基本的にはやはり市民全体が減量に対して努力をするための方向付けであるということで、皆様方前回そういう意味での減免は特別には対応しないというご意見であったと思っていますから、そういうご意見については尊重したい。ただご意見を頂いた中で実際実施を図る際には、やはり担当部局の意見もいろいろ出てまいりますので、その中でまた私どもも検討する必要はあろうかなとは思っております。

会長

・前回の会議の時にこれを決めましたときは、必ずしも他の地域の状況だけで決めた訳ではなくて、基本的に2つの意見がありましたし、反対という意見、つまり減免措置をしないということについての反対という意見は特に出なかったものですから、減免措置を特別に考慮しないという結論にしたというふうには思っています。そういう意味で前回決めました減免措置というものに、そのままの形でいきますか、それとも再審議ということにいたしましょうか。

委員

・是非、他都市の事例をもう少し分かりやすく資料で出してほしいですね。ちょっと調べれば分かることは分かるんですが、皆さんで分かりやすい資料を是非出していただきたい。

委員

・他都市の事例を出すのは良いのですが、前回この減免措置の対象の案件について討議したのは、先ほど会長の言われたとおり、他都市の動向にとられることなく、いわゆる基本路線としてのごみ減量リサイクルが最終目的でございますので、その分について皆さんで応分の負担をとという話で決まっていた過程がございますので、保護家庭とかそれから乳幼児のいる家庭とか、そういうのは扶助費とかいろんなところでの保護がなされてきておりますので、それにさらにごみ減量についても補填するというようなことについては、

私はそういう家庭というのはどんどん保護費、扶助費そういうのが嵩んでいくということで、考え方としては非常に優しい行政ということでの考え方が求められる部分はあるんですけども、財政の問題それから基本路線としてのごみ減量ということで、そういうふうに応分の負担で皆さんで努力していくという方向で決定されておりますので、私は検討する必要はないと思っております。

会長

・再審議を求める方他にいらっしゃいますでしょうか。

委員

・重ねて言いますが、今会長はよそにとらわれずというふうにまとめられました。副会長も重ねて他都市にとらわれずというふうにおっしゃいましたが、前回 101 円から 50 銭に変えたのは他都市の状況から新しいデータが出てきたということでしたよね。行政が得意なインセンティブという言葉使いで、50 銭でもインセンティブが確保できるという説明で、あれはまさに他都市のデータによるものだと私は思うんです。もちろん大分オリジナルで私は常に物事を考えたいというふうに思っていますが、行政というのはやはり他都市との連動、連携というものは避けて通れないと思っていますし、袋の金額を決める時に他都市のデータで決めた訳ですから、どうして減免について他都市の動向を無視するのか、あるいは考慮しないのか、私は理解できません。

委員

・袋の値段を決めたのは、当初決めた 10 当たり 1 円、450 袋で 45 円、それを下げても減量が見込まれるというデータは出てきましたけれども、私どもとしてはやはり市民意見交換会あるいは議会の中での意見交換会の中で、やはり 450 45 円というのは非常に高いんじゃないかという市民の意見が多数出ておまして、それでその分については考慮すべきじゃないか、半額までというようなところまで申し上げたんですけども、最終的に皆さん方の意見の中で 30 円台を含めて検討するという事にまとまったので、私自身としては他都市の状況のデータが出ておりますけれども、他都市の状況の中で今回決まったというようには考えておりませんので申し添えます。

委員

・ですから、なぜ減免については他都市のデータが無いんですかということが私は理解できないんです。金額を決めるときは他都市のデータを集めて参考にして、だけど大分オリジナルで決めたんですよ、それは分かりました。だったら他の項目も同じようにやるべきだと思いますよ。

会長

・他都市のデータを集めて比較する場合に幾つかの利点と欠点がございませう。金額を決める時に行ったのはどちらかと言うとテクニカルな面で、最も効率のいい金額というものはどれだけであるかっていうことを探っていく上において、この金額だったならば減量化が進んでいる度合いが大きい。だからこの金額を採用しようという技術的な面で他都市のデータは参考にされました。いわば実効性がどのくらいあったら実績があるんだろうということを確認するためです。一方この減免措置につきましては、これはポリシーの問題であります。どういふふうに物事を考えるのかっていう問題でありますから、一概に他都市がこうだからっていうんでそれに従いましょうっていうんだったら、フロンティアは成立しないわけですね。必ず一番最初にはじめるところは誰もやってないことを始めるという形になりますから、他都市でやってないじゃないか、じゃあ私のところもやらないというようなことになってしまいます。そうではなくって大分市はどうするんだということの根本を決めるうちにおいては、他都市のデータは見はしますけれども、別に追従するというようなことは特に必要無いかということに思っております。いかがでしょう。

委員

・そこは私も全然否定してなくて、大分オリジナルっていう表現をさせていただいたようにポリシーを持ってやるべきだと思っておりますが、有料化を先行的に実施している自治体があって、そこはどんなことやっているのかなと普通誰しも思うことで、その資料を出してくださいと言っているだけなんですけれども。

会長

・ではこういうふうに考えてよろしいでしょうか。ポリシーそのものはここに書いてある検討結果の通りとする。ただし、他都市がどうであるかということを知りたいというご意見があるので、そのデータを見るということでもよろしいですか。それでは事務局にお願いいたします。他都市のデータ、他都市の例としてどのような事例があるのかということをお調べいただいて本審議会の時にお出してください。それでよろしいでしょうか。他に検討結果につきましてご意見等はございませうか。

委員

・収入の用途について、用途を明確にし、ごみ減量リサイクルを推進するための施策に充てることということでまとめてあります。これもやはり財政の見える化というか、分かりやすい進め方が必要だと思っておりますので、そういう事を審議会としてちょっと言及しておいた方がよいのではないのでしょうか。収入と支出の見える化という。

会長

・それは「使途を明確にし」ということで。

委員

・なんていいですか、イメージだとこれは議会の仕事になりますよね。収入全般ですから。そうすると市民の目線からやはり遠いんですよね。本当は近くなければいけないんですけど、それをもう少し。

委員

・「使途を明確にし」というところは、収入とそれに伴う収支の分を明確にして、市報等でも発表されるでしょうし、だからそのところでカバーできるんじゃないかというふうに今感じているんですが。

会長

・少なくともこの審議会が決定して、「使途を明確にし」と書いてある場合には、今後報告事項か何かの形でこういうふうな形になりましたということが出てくるだろうというふうには思っておるのですが。そういう答弁でよろしいですか、事務局の方。

事務局

・はい、おっしゃる通り収入が幾ら上がって経費を除いた残りをどのような施策に充てたのかということは、議会ということではなくて、私どもの方から市民の皆様にはご報告すべきだということで理解しております。

会長

・よろしいでしょうか。他にございますか。それでは前回の検討結果を了承し、本日の検討事項であります77ページの「家庭ごみ有料化に伴う懸案事項について」の項目を始めたいと思います。この懸案事項というのは、今現在も行われていることと同時に家庭ごみが有料化するとますます顕著になるのではないかなという市民の不安を示しておるかというふうに思います。77ページの最初の不法投棄につきましては、要するに料金が上がると、不法に物を捨てる人たちが出るのではないかなということで心配をしているという意見だろうと思われます。事務局の方にお尋ねしますが、現在例えばごみ集積場で監視カメラというものがついてるところはございますか。

事務局

・ごみ集積場、ごみステーションに監視カメラを設置しているところはありません。ただ周辺山間部等で不法投棄が多発するところについては、現在18か所、ダミーカメラと

いうものもありますけれど、十数か所設置をしております。

会長

・基本的にはあまり人の目が届かない所に設置しているという形のものですね。さて、もっともな意見ばかりなのですが、ただ審議会でこれを議論して書くとしたら、こういうことが市民の間で懸案として浮かび上がってきていますから、適切な対処をしてくださいというふうに書かざるを得ないと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

委員

・これこそポリシーだと思うんですけど。

会長

・ポリシーと言いましても、多分産廃系の不法投棄というものは、持ち主の特定とかいうのはできやすいのですが、個人のごみ袋の場合に特定をするというようなことが、現実問題はちょっと難しいような気が致します。やりますといたら全部やらなければならないし、これをやりますということは技術的な問題が多いと思われるので、答申の中にこれをそのまま入れるということは難しくって、こういうことが不安がられていますから対応してくださいというふうな形の書き方をするよりしょうがないのかなと思っているのですが、いかがなものでしょうか。これは確か意見が200幾つあり、すごく多いから、皆さんすごく不安に思っている。つまり自分は大丈夫だけれど人がやる可能性があるから心配だという、ここに出てくる意見というのは非常に真面目な意見といえますか、やっている方の意見だろうというふうには思うのですが。恐らく今でもそういうことが度々起きているということは伺えます。

委員

・不法投棄については、今でも市民の中から非常に不安視する意見が出ておりますし、現実には山間部等で不法投棄が起こっている。また、川に自転車とか単車とかいっぱい不法に投げ込まれており、皆さんが川の掃除とかで片づけ等されているのが現実ですが。さらに有料化ということになれば、確かにどのくらいの不法投棄が出るかわかりませんが、やはり先行した市町村等はそういう不法投棄対策というのは十分とってきているわけですから、行政側としてもやはり不法投棄対策というのに対しては十分な指導をきちっとやっていくということで、まとめていくしかないのでは。そして有料化したその収入に対する用途についても、不法投棄対策等に重点的に行われていくだろうし、それからごみ減量リサイクルということに対する啓発等にも使われていくだろうというふうに感じておりますので、行政側が中心となって対策をとっていかざるを得ないのではないかと考えております。

会長

・ちょっと行政の方に伺いますけれども、不法投棄を仮に発見した場合に市民はどうすれば引き取ってもらえるのかということは、どこかで広報されていますか。

事務局

・一般的には不法投棄を発見した場合には、すべて私どもの方に通報頂くということになります。先ほど会長がおっしゃったように、私の方が所有者なり捨てた原因者を追究しまして確定ができればその方に撤去、できなければ私どもの方が撤去するような形にはなるうかと思えます。

会長

・不法投棄については今後も努力してくださいと言うような書き方になると思いますが、それでよろしいでしょうか。それでは次に参ります。ルール違反について、86ページです。これは何か審議会の意見と、今回の有料化とあまり関係がないような気がするんですが、それでも例えば普通のごみ袋で出してしまったというようなごみをどうするのかということは、今後起きうる事態だろうと思えます。そういう部分に対しまして行政側としてはどのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

事務局

・ルール違反のごみというのはここで言いますと、決められたビニール袋以外で出されたもの、それから決められた袋であってもその中に混入されるものがその日に出せるごみでないものというのが考えられます。そういう物につきましては、今具体的に何をすることとはまだまだはっきりしておりませんが、秋田市など、先進地でこちらの方で研究させて頂いた中では、職員を動員して一定期間各ステーションを巡回しながらパトロールをする、そういう方策をとって一定期間見届けるといった形をやっているということがございました。そういう事に例をいただきながら、その後の対策は考えていきたいと思うのですが、基本的にこちらの方ではパトロールが重要ではないかと思っております。

会長

・実際の住民の側に立って考えますと、例えばうちの横のごみステーションの中に、指定の袋でない袋でゴミが捨てられていた。特定はできない。そういうケースの場合に、さてその袋は持って帰られるのですか、持って帰らないのですか。

事務局

・その対応につきましては今もやっておりますけれども、違反シールを貼らせて頂きます。このごみについては日にちが違いますとか、違うものが入っていますとか指示の書いたシ

ールでございます。それによって一定期間そのステーションに置かせて頂きます。次のごみが来ますので、あまりにも長く置きますと次のごみが出せなかったり、夏の暑い時などは衛生的にもよくありませんので、次のごみまでに地区で対応して頂けない場合は、再度こちらの方で収集するという形をとっております。有料化後もそういうような形になるのではないかと考えています。

会長

・現時点ではそういうような対応だそうですが、ルール違反についてこんなアイデアがあるとかいうようなことはございませんか。これは行政対応はもちろんですけれども、啓発活動で、ちゃんと出して下さいねっていうお願いを強化するというのも重要だろうと思います。そのことにつきましては前半書いてございますので、特にここでは触れませんが、ちょっと書きにくいのですが、どう書いたらいいですか。啓発活動の中に含めて書いて、後は黙って現状の踏襲ということにしてもいいような気もするのですが。特にご意見ございませんか。では出す側のモラルの問題と、後は特別な体制云々というようなことは特に書かないことにいたします。

委員

・もちろんモラルの問題だと思うのですが、何か違法をしたもの勝ちにならないような対策があればと思うのですが。

会長

・何か良いアイデアがありましたらどうぞ。

委員

・ただいつまでもそこによその方のごみが置かれて、迷惑をするのはその地域の人であったり、そういうことが今までもあったように思うのですが、そういうことでご検討をよろしくお願いします。

会長

・ということで知恵を絞って下さい。それではルール違反につきましてはこれで終了することにいたします。次に93ページの野外焼却についてでございます。野外焼却の場合にダイオキシン問題と絡めて論じてこられる方が結構多いのですが、実はダイオキシンの問題というのは現在ではほとんど終わっております。問題になった十何年前には、日本全国でバケツ一杯のダイオキシンがばらまかれたようなんですけど、今は98%減だったかな、そのくらいのところでもうほとんどコップにも入らないぐらいの量しか出てまいりません。ごみ焼却場等からですね。野外焼却をした場合に、ビニール云々という話は

別ですけれども、通常のものであればほとんどダイオキシンの量に影響を与えるような量
は出てまいりません。しかし、イメージが皆さんお有りなので、焼き芋を焼いちゃいけな
いとかというようなことも出てくるかと思えます。ただし行政の方にお聞きしますと、どち
らかという臭いの問題や、煙が入ってくるからというようなこともあるとお聞きして
おります。特にごみの有料化に伴ってごみを焼却するというような事例が増えるというこ
とが考えられる場合に、行政の方々はどのような対応方法をお考えでしょうか。お考えを
聞かせください。

事務局

・ これまでも野外焼却というのは時期的に多分秋あたりがやはり多いのかなとは思
いますが、そういう発生がございますので、これは先ほど会長がおっしゃられたように臭
いの問題、それから不法なこういう野外焼却は認められていませんよということで通報が
あれば現場に駆けつけてそのような指導を今はしております。これは有料化になったとし
ても、やはり我々が行う指導ということは変わりはないというふうには考えております。

会長

・ 現在のように対応するという形ですが、ということは特に何かを書く必要はないよう
な気がするのですが、わざわざ野外焼却について現在のように対応すると書く必要もない
でしょうから特に書かないようにいたしますけれども、それでよろしいでしょうか。それ
ではそのようにさせていただきます。その他というのは96ページでございます。人件費に
ついてというのが最初ございまして、安くすべきと言う意見が多いのですが、これは審議
会で議論をするのとは方向性が違うと思えますので、答申そのものの中にこれらの意見
を反映すべきであるというようなことは、書かないでいいのかというふうに思っており
ますが、ご意見はどうでしょうか。直接今回の有料化とはあまり関係のない意見である
ということで、答申の中には書き込まない。ご異論ございませんか。

委員

・ ありません

会長

・ はい、ではそのように致します。次に100ページにその他と致しまして、まあその他
だから雑多な意見というのはございます。それで、焦点があまりはつきりしない部分があ
るので、これらにつきましては特に答申の中には書き込まないでおきたいというふう
に思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。ではそのように
させていただきます。以上をもちまして家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事
項というものの全てを検討し終わったという形になります。一番最初に全体の意見を
伺い、そして各項

目をチェックして行ってこれで最後になりますが、全体として言いたいことがあるとか、これを見落としていたとかというような部分がありましたら今ご発言頂きたいと思います。特に無いようでしたならば、これで家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項に関するすべての項目についての審議が終わりましたので、事務局は次回までにこれまでの審議を踏まえた答申案の作成をお願いいたします。

続きまして「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」の審議に移りたいと思います。今回は中間見直しということですので、主な改正点について事務局からご説明をお願いいたします。全体が第4章までありますので、初めに第1章、第2章について説明をお願いいたします。

審議

「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」

事務局

資料説明

【質疑応答】

会長

・説明のありました第1章、第2章につきましてご質問等ございますか。

委員

・これは毎回私が言うことなんですが、今回その文言が出てきましたので、また改めて言わせて頂きますけれども、第1章の最初の書き出し、計画策定主旨・目的のところですが、本市では人口の増加というふうに、こういうふうには書けばすべて右肩上がりでお金もかかって地元も大変というふうに持って行きやすいんですけど、確か先日出された大分の総合計画かなにかでもう人口減に言及したと思うんですね。それで私は毎回言いますが、来年度以降大分の人口はどんどん減る一方というふうに毎回申し上げております。またこの増加という文言が出ているのはどうしてなのかということを質問したいと思います。

会長

・事務局の方どなたか。1ページの上から3行目です。

事務局

・ここに書いておりますのは、ごみ処理において人口の増加などによって今まではこういうような形で取り組んでまいりましたということを行っているだけで、大分市の総合計画

等では明確に今後の人口推計も表しておりませんので、今後どのような形で人口が推移していくのかということは、一応29年度までは増加の傾向ではありますけれども、それから先のことまでは私どもはここで言及いたしてはおりません。

委員

・審議会で出されている資料であるんじゃないかと思います。例えばこれは政策投資銀行、それからこれは大分銀行の資料ですね。こういうのが人口が減になるという予測報告が大分市に届いているはずなんです。ですから人口が減るという時代を誰も経験したことが無い時代に我々は足を踏み込んでいるんで、真剣に取り組んでほしいなと思っています。それでくどくどわるんです。人が増えてごみが増えてっていう時代はもう終わったんですから、真剣に考えて欲しいなと思っていつも言っているつもりなんですけれど。

会長

・はい、ありがとうございます。関連する質問ですが、6ページの人口のところは平成24年までの実数が書いてございますけれども、この計画が29年ですから、29年までのデータを一応考えてこうしますというふうにならないと、なにかつじつまが合わないような気がするのですがいかがでしょうか。

事務局

・ここには地域の概況ということでお示ししておりますので、この部分では現時点までの概況、きちんとお示しできるものしかお示しておりませんので、そのようなことで御理解いただきたいというふうに思います。

会長

・他のところでは29年までに人口がこれぐらいになるとかというようなことは出てきませんか。

事務局

・一番最後の巻末資料になるんですが、128ページになります。この中で表の一番上の行政区域内人口というところで、これが18年から23年までが実績、そして24年から29年までが予測というような形で、予測をしたものを掲載しております。

会長

・これは目標もはっきり分かるし、すごくいい表なんですけど、前面に出したらどうですか。この年までにはこうするんだという意図がはっきりわかるから。まあこれは書き方の問題だけですので。他にございますか。

委員

・私が手元に持っているデータとはちょっと違うんですね。ずっと増え続けていますので。行政区域内人口は29年まで増え続けるというデータですよ。私のデータは今年度が最高で後は減る一方という、人口はそういうデータなんです。それで、なぜこれにこだわるかということ、要するに就業年齢人口が大幅に減ることなんです。それで私はしつこく言っているんです。

事務局

・人口につきましては、一般廃棄物処理基本計画の上位計画の大分市総合計画、これが平成28年度までの計画でございます、平成28年度が48万人ということで総合計画の中では示されております。それに向かって平成23年度までは実績を載せて、28年度まではその推移で載せております。29年度につきましては27年度と28年度の伸び率で、大分市の場合は総合計画がまだ29年度は出ていませんので、一般廃棄物処理基本計画の数値目標の中で伸び率だけを見ましてその分を掲載しております。

会長

・人口予測っていうのは例えば国の推計におきまして、高位予測、低位予測、あるいは中位予測といろいろありまして、普通は中位予測を使うんですけども、どうしてもある程度の誤差は出るということなんです。まあ1年先2年先で人口が減少するのか今年から減少するのかということはそれぞれの機関のどういうデータをどのように考えて使うかによって違ってくるとは思います。でもいつかは下がるということは全国的に見ても目に見えておりますので、それへの対応というのも考えておかなければならないというご意見ですね。

委員

・今の人口減少の問題ですけど、私も地元として大分市全体の計画等、いろんなものをメディアとかで見聞きして分かるんですけど、大分市の場合は都市計画もどんどん進んでおると、それと同時にいろんな企業が誘致されてきている、それと農業にしても漁業にしてもかなり新しい面で発展してきていると。そういう面から見て、大分市に関してはそんなに人口が減少しないのではないかと。ただ全国的には東北の関係、あるいはいろんな事情によってかなり激減されてるところもありますが、大分市に関しては恐らく私はまだまだ人口が増えていくのではないかと、そういうふうな感じが致しております。

会長

・はい、ありがとうございました。人口の問題はこれでもう終わりたいと思います。他にございますか。特に無ければ次の第3章に移りたいと思います。事務局の方からご説明を

お願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・第3章のごみ処理基本計画につきましてご質問等あれば伺います。

委員

・私はクリーン推進員をやっているものですから、それに関連をして訂正の希望を述べたいと思うんですけども。20ページにクリーン推進員のことを書いていただいているのですが、実は年に一回クリーン推進大会というのがありまして、私は鶴崎地区に所属をしているのですが、クリーン推進員もその集まりに参加してくださいという呼びかけがあるんですね。だけどその会の趣旨は公園に花を植えましょう、道端に花を植えましょうみたいな取組みの、年に一回の集まりなんです。正直クリーン推進員の役割とは違うんですね。それは私が2回参加をして感じることです。ですからそのところを検討する機会があったら私は是非自分の意見を述べたいと思っていますので、協議の場を作っていただけたらというふうに思うのですが、どうでしょうか。

会長

・この審議会そのものは一つひとつのことについて回答を求めるものではございませんので、クリーン推進員という制度はあるんだけど、その制度の運用方法について意見があったということで、必要とあらば個別に、あるいは組織的な検討が必要ならば組織的な検討に移っていただきたいというふうに思います。他にございますか。一つお尋ねするのですが、このごみ処理基本計画というのは基本的に10年の計画でございますね。それで今年はまだ中間年ぐらいのところですから中間的な見直しをするということで、例えば終わった事業などは、最新のデータに合わせて全部記述が削除してあるという形になっております。それで、10年計画の中間の年にこういう見直しをしてこのように変えましたという記述は要らないんですか。

事務局

・今回は中間見直しということで、先ほどもご説明しましたが大分市総合計画の中に数値目標等が固定されているものですから、そこを動かすわけにはまいらないということもございまして、今回は新しい数値とかそういうものについてはきちんと計上を致しまして、また廃止事業、新たな事業についても盛り込んだうえで、文言の修正のみに抑えたところでございます。

会長

・それは分かるのですが、問題はやめた事業というものは結局この紙面から全部削除される訳ですよね。そうすると何でやめたんだということも分からないままに終わってしまうのではないのか。それだとせっかく見直しをするということの趣旨から反しているのではないのかなと思うのですが。

事務局

・廃止した事業につきましては、先ほどもご説明したとおり初期の目的を達したとか効果があったということでの廃止ということでございます。また、新たな事業につきましては、ごみ減量リサイクルのために必要な事業ということで、これまでの取組みの中から派生したものでありますので、そういうものを加えたということをご説明したとおりであります。

会長

・審議会におきましては確かにこういう理由でこれは廃止したということをお聞きしましたけれども、それでは市民の方々がそれを知る機会というのはございますか。

事務局

・そこまでのご説明をする機会はなかろうかと思えます。

会長

・例えばコストパフォーマンスが悪かったからこれを廃止するというのであるならば、そのコストパフォーマンスというのはどのように計算されたものなのかということとちゃんと示して、だからやめますよというふうに説明すれば、共感が得られる。市民の方々に理解を得て、市役所もなかなかやっているじゃないかということで共感を得られて、事業自身が進めやすくなり、常に見直しも行われていく。そういうメッセージになりませんかと思ったのですが。

事務局

・ただいまのご意見につきましては、私どもも広報誌リサイクルおおいたというものを持っておりますので、今後の事業の展開とか廃止、そういうものにつきましては、そのような中で市民の皆様にもお知らせして参りたいというふうに考えております。

委員

・会長の意見に非常に共感するんですが、やはり削ったところは削った理由について数行でもいいからこういう理由で削除したっていうことを書いた方が分かりやすいとは思いますが。

事務局

・はい、これは単純におとすということではなくて、こういうような理由で廃止をしましたという文言を残すというご意見だと思いますので、そのような方向で検討させていただきます。

会長

・他にご意見等はございませんか。

委員

・私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、こちらのごみ処理基本計画の方に今のごみ有料化の話というのは全く盛り込まれないのですか。非常に大事なことだと思うんですけど、見た感じではどこにも触れられてないような気がしたのですが。

事務局

・65ページの方になりますけれども、4点目にあると思いますが、これはまだ審議会で審議の途中でありますから、ここでの表し方としては、家庭ごみの適正負担ということで市民の皆様の合意形成を図りながら進めていくという表現のみに止めております。

会長

・他にご質問等ございますか。

委員

・75ページの廃油の件ですね。これをちょっとお聞きしたいのですが、現在カレンダーには収集が一切載っていませんね。それで私のところだけの独自のカレンダーを作っているんですけど、今収集状況は収集業者に聞いてみるとどんなふうですか。

事務局

・有価物集団回収の一つの品目として、そういった団体の方に集めていただいておりますが、平成23年度の状況で市内の50団体の方で約4千0集まっております。

委員

・いわゆる町内会、団体とか企業とかそういうものではなく、町内会自身がやられているところは現状では何件ぐらいあるんですか。

事務局

・自治会が23です。後は子供会が18、老人会が5、PTAが3とその他ということです。

委員

・当初新聞あるいはテレビなんかでディーゼル、新燃料と言っていたのが、最近では石炭材料という何かアピールの仕方の感じが良くない。最初のディーゼル関係だったらインパクトがある。しかし石炭の材料ということになると、なんだってというようなことで多少やはり回収率が落ちてくるわけです。現在私のところがやっているのは月々平均20～300ですね。だからせっかくやるんでしたら、あれだけのいろんな材料を作られているんですから、年間のカレンダーにも一応入れてみたらどうかと思うんです。そうでないと恐らく自治会あたりは取り上げてないんじゃないかと思うんです。取り上げてもらう方法をやはり考えて大局的にやっていかないと、せっかくここまで来たのになにか断ち切れたような感じがします。

それともう一つ先ほどの話ですが、不法投棄とかいろんなことがありましたけれど、そこをみますと、特に住宅街、私は豊町の方ですが、それと碩田あるいは中島あたりの住宅街をみますと、まったくステーションらしからぬところが多い訳です。というのはブロック塀のちょうど角地ですかね。ブロック塀の角地のところにネットをただ張っているだけ。乱雑に置いているところにカラス予防のためにネットを張っていると。先日御礼を申し上げたんですが、市の方から2人早朝に私の所に見えてくれたわけです。ちょうど缶・びんの指定日ですか、その時に現場を見て頂いて状況を分かっていた訳ですけど、やはりステーションはステーションらしい形をとらないとですね。ただ漠然とここにごみ置いて良いと。ただネットを被せているだけでは何か町全体の環境にもちょっと良くないし、やはり白線を引いてここはステーションだと、そういうふうな皆さん方が見て分かるような感じじゃないと。何かごみはあちらこちらに散らかっているは、ただその辺にネットを張っているだけと。だから私が絶えず言っていることは、やはりもう少し足を運んで現場を見てもらいたい。それと昨日ですか、お休みの時に市の収集車が朝みえて、運転手さんとよく話をしていますが、聞いていると、大体袋は450袋が多くて内容的には生ごみはごく一部、それはレジ袋、あるいは。

会長

・すみません、簡潔にお願いします。

委員

・そういうことで、いろんな面を目で見て足で歩いて勉強してもらいたいと、そういうふうに感じました。

会長

・はい、現場を知る方のご意見だというふうに承けたまわりました。その他にご質問等ございますか。

委員

・今ステーションの話がありましたけれど、公園等の脇に作っているステーションは美観の関係とか公園法が何かよく分からないんですけど、ちゃんとした枠が作られないということになっていて、下はブロックにしているんですが上だけはネットにしていると。やはりカラスは頭が良いから上から入っているというところなんですけれど、こういう持ち去りの条例がきっちりできると、ステーションはきっちり作っていいのかどうか。作った方がいいのか作らせていただけるのかどうかちょっと気になったものですから。

会長

・ステーションの問題はいろんな形式があると思います。それぞれの地域の事情というのがございますので。だからこの部分はどうかということで具体的な例を挙げて直接行政の方々とお話しされる方がよろしいかと思います。ちょっと審議会の審議事項にはそぐわないとは思いますが。

他にございますか。

委員

・これもお聞きしたいのですが、先ほど私が白線を引くっていうことを言いましたね。ステーションの所有権について市の所有権かあるいは町内の所有権か現在まだ一切答えが出てないのですが、当初白線を引いてもらったわけです。これは共有の所有権と思ってわれわれは管理している訳です。その点どうでしょうか、線を引いてほしいといった場合に、引いていただけるものかどうか、それも検討してもらいたいと思います。

会長

・個々の事案につきましては、後ほど事務の方々とお話をさせていただきます。

他にございますか。

委員

・36 ページに最終処分場の現状というのがあるんですけど、ここで各処理センターの最終処分残余年数といったものを書くのと皆さん分かりやすいのかなと。いつまでがリミットでそのリミットを延命するんだというのを訴えられるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

会長

・行政の方々いかがでしょうか。18年度に予定されていた最終処分場はこれだけの容積を準備した、18年度単位であるならば何年かかる、24年度はどうだったか、29年度はどうするつもりなのだ、というようなことですね。

事務局

・ 残余年数の算出方法ですが、まずそれぞれの埋立場の残余容量というのを計算で出します。それをその1年間の埋立場への搬入量で割って、それで後何年もつかというような計算式になっておりますので、これが結構年度によって上下がございまして、そこで入れるというとなかなか年度間の増減が結構あり厳しいのかなって思います。それに代わるものとして、最終処分率とかそういった形の数字で目標値は設定させていただいております。

会長

・ 平均とるのは無理ですか。

事務局

・ 残余年数で申しますと、鬼崎の埋立場が平成23年度実績で残余年数が43年となっております。

会長

・ 今ここで話をしてくれというのではなくて、そういうことを記載した方がいいのではないかという意見なんです。

事務局

・ 今のお話は平均値をとって記載したらどうかという趣旨でよろしいのでしょうか。

会長

・ 今平均値と申し上げたのは、各単年度では大きなでこぼこがあるので難しいんじゃないかという話でしたから、じゃあ平均値は取れませんかという話をしただけです。要は今の趣旨は何かと言いますと、最終処分場はいったいどれくらい持つのですかという情報をこの中に現状として入れたらどうですかという意見なのです。

事務局

・ それではちょっと考えさせていただきたいと思います。

会長

・ 他にご質問等ございますか。それでは3章をこれで終了したと致しまして、第4章の方に参りたいと思います。事務局の方ご説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・第4章生活排水系ですがご質問等ございませんか。特に無ければ第4章を了承したいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

各章ごとにやってまいりましたけれども、全体を通じて言っておきたいことがあるというようなことでご意見がありましたら今お願いいたします。無いようですので、大分市一般廃棄物処理基本計画素案については、本日皆さんから出された意見に基づきまして、事務局に原案の一部を修正いただき、またパブコメの期間が12月28日までございますのでその結果を踏まえて次回の審議会でお諮りしたいというふうに思っております。本日の審議はこれまでと致します。次に報告事項が2件あるそうですので、初めに「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・ご質問等ございますか。無ければ2点目の「ポイ捨て防止等強化区域の追加指定について」ご説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・何かご質問等ございますか。

無いようですので事務局から何かございますか。

事務局

・いいえ特にございません。

会長

・それでは以上をもちましてすべての議事を終了いたします。事務局にお返しいたします。

事務局

・長時間に渡り委員の皆様の慎重なご審議、大変ありがとうございました。最後に次回の審議会についてでございますけれども、1月末で調整中でありまして決まり次第また委員の皆様には文書でお知らせをしたいと考えております。本日はそこまで決まっております。

るので大変申し訳ございません。

以上をもちまして平成24年度第5回大分市清掃事業審議会を終了いたします。大変ありがとうございました。